

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県視覚障がい者情報センター	指定管理者	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
所在地	山形市十日町1-6-6	県担当課	健康福祉部障がい福祉課
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日	(電話番号)	(0 2 3 - 6 3 0 - 2 2 9 3)
検証期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	協定書・仕様書等に沿って、施設の管理、利用者拡大の取組やボランティアの養成を行った。また、全国の点字図書館等と連携し、利用者のニーズに合った図書の貸出しや製作を行うなど、概ね当初の計画どおり管理・運營業務を履行した。	評価	《評価の理由》 協定書に基づき、概ね適正に履行されている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	①情報化の進展によりスマホなどへの対応が求められている。 ②施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕が必要となっている。		《課題等の原因分析》 情報化が進む中で、スマートフォン等の操作方法など具体的な対応を求められる場合が増えてきている。
課題、問題点への今後の対応	施設の名称が正式に「山形県視覚障がい者情報センター」となり、「点字図書館」としていた時代よりも更に幅広い内容の相談等に対応していく必要がある。指定管理団体とも連携し、職員の資質向上に努めてほしい。施設・設備等については、優先順位を考慮しつつ、計画的に修繕を実施していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	①前年度のアンケート結果なども踏まえ、情報機器の紹介・スマホの使い方研修会や視覚障害者支援アプリの体験会等を行った。 ②利用者への盲人用具の紹介・レファレンスサービスなど個別の要望や相談等に丁寧確実なサービスに努めた。	評価	《評価の理由》 アンケート調査等を行い、利用者の声を反映させた事業実施に努めている。また、様々な問合せや相談等に対しても丁寧できめ細かな対応を行っている。
意見・要望等への今後の対応	今後も利用者の意見や要望の把握に努めつつ、サービスの向上に努めてほしい。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	①県広報や当協会の機関誌なども活用しながら幅広く普及啓発活動を実施した。また、関係団体とも連携しながら当館事業を行うなど視覚障がい者の福祉向上に努めた。 ②映画を見ながらスマホアプリを体験する事業を企画するなど参加しやすい生活支援事業の実施に努めた。 ③図書館だよりを発行し、新刊図書、生活関連情報を伝えるとともに、利用者の声なども掲載し、情報を幅広く共有するように努めた。 ④2年近くかかる新たな点訳・音訳のボランティア養成について、複数年の包括協定のお陰で安定的に講習会を実施できた。	評価	《評価の理由》 移動図書館や指定管理者の機関誌等により、施設の普及啓発及び視覚障がい者に対する理解促進に取り組んでいる。また、複数の生活支援事業において、指定管理団体と連携した効果的な事業実施がなされている。
② 経費の節減	①節電・節水、事務用品等の徹底利用に努めるとともに、オンライン会議システムを活用して移動に係る経費の節減に努めた。 ②計画的、効率的な事業実施を心掛け、時間外勤務の縮減に努めた。	評価	《評価の理由》 光熱水費の節減に加え、積極的にオンライン形式を採用することで、経費の削減に努めている。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	①県内各地に出向いて事業を行い、視覚障害者の社会参加や生活向上を支援した。 ②「移動点字図書館」事業により、小・中・高の児童生徒を対象とした体験学習会を実施し、共生社会実現のための啓発を行った。 ③県立図書館の共催事業により、読書バリアフリー推進のための企画展示体験会を実施した。子どもの読書活動推進事業「新しい読書のカタチ」普及啓発イベントにおいて、機器展示等の協力を行った。	評価	《評価の理由》 利用者の生活向上のための普及啓発活動に取り組み、視覚障がい者の社会参加の促進に努めている。また、県立図書館等とも連携し、読書バリアフリーの推進にも努めている。
総合的な評価	管理運営及び財務管理について、協定書に基づき概ね適正に履行されている。また、利用者のニーズに対応したサービス提供に努めており、視覚障がい者の生活向上や読書バリアフリー推進のための事業にも積極的に取り組んでいる。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B : 概ね適正に実施されている。
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。